

## 参考資料

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令  
第22条第1項及び第2項に定める法律一覧

### (第1項)

- 一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）
- 二 身体障害者福祉法
- 三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
- 四 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）
- 五 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）
- 六 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）
- 七 介護保険法
- 八 精神保健福祉士法（平成九年法律第百三十一号）
- 九 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）

### (第2項)

- 一 医師法（昭和二十三年法律第二百一号）
- 二 歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）
- 三 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）
- 四 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）
- 五 薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）
- 六 薬剤師法（昭和三十五年法律第百四十六号）